

旭市地域生活支援拠点事業利用者登録のご案内

1 「地域生活支援拠点事業」とは

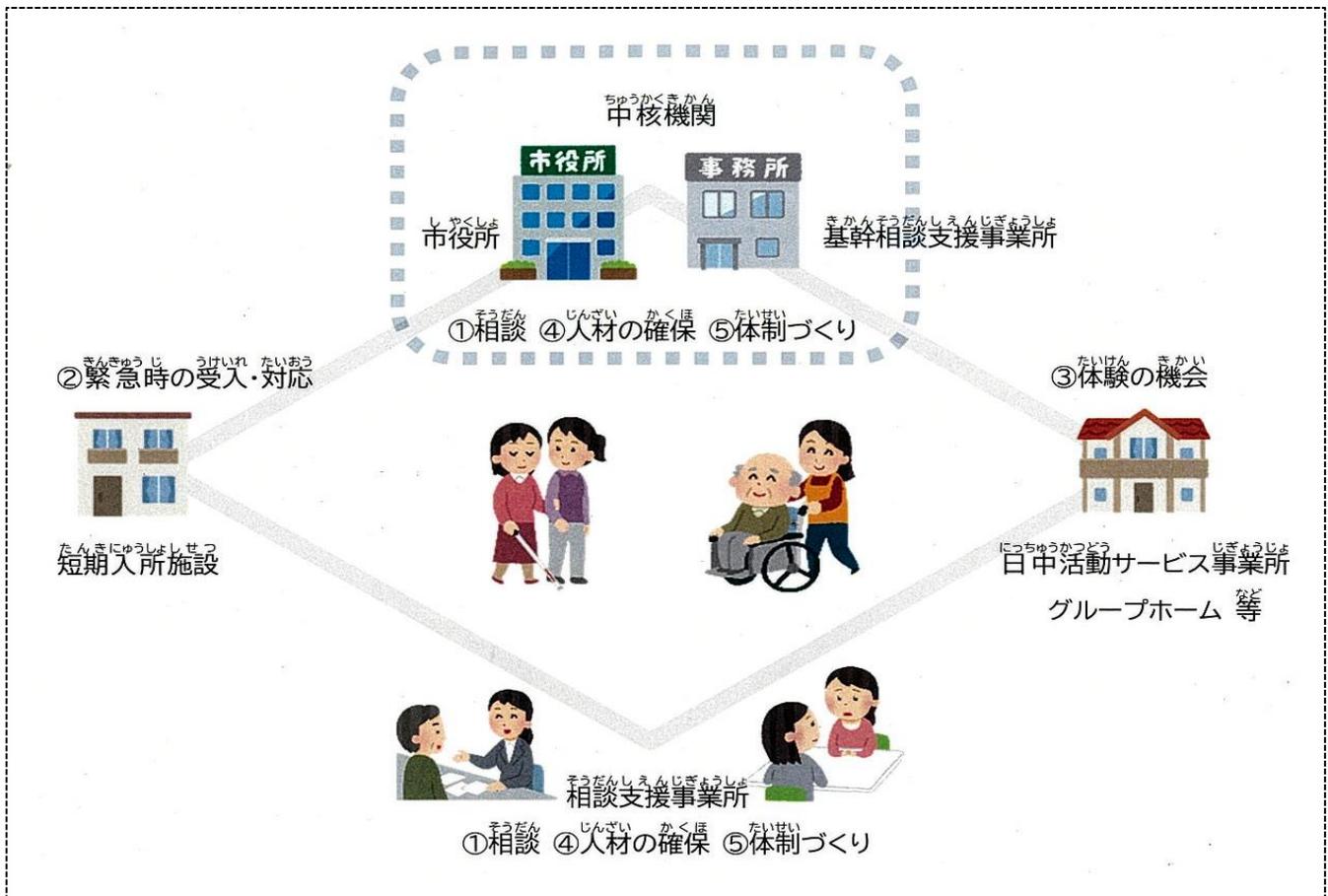
障がいのある方の重度化、高齢化や、介護者の急な不在、親亡き後等を見据えて、
 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で支える提供体制（緊急
 時における相談支援や短期入所等を可能とする体制・施設や親元から共同生活や一人
 暮らしへの移行を支援する体制など）の整備を目的としています。

2 旭市地域生活支援拠点の整備方法

旭市では地域の社会資源（障害福祉サービス事業所等）や市が委託する委託業務事
 業所等、既存の機関を活用し、複数の機関が分担し機能を担う「面的整備型」で体制
 の整備を進めています。

【拠点の機能】

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場の提供
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり



3 利用者の登録について

緊急時等に支援が見込めない世帯において、ご家族等の急病や事故などやむを得ない理由により発生する緊急事態に備えるため、事前に情報を把握・登録したうえで、緊急事態があった場合に、登録情報に基づいて、関係機関と連携し、適切なサービス利用等へ円滑かつ迅速な対応をするため、利用者登録をお願いします。

登録は、障害福祉サービスの利用がない方の情報を吸い上げるため行うものであり、すでにサービス利用をされている方は、改めて登録する必要はありません。

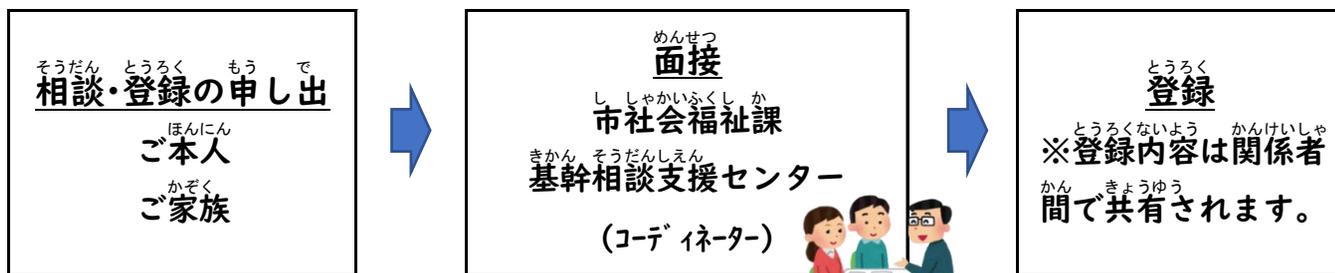
【対象者】

旭市にお住まいで、以下のいずれかに該当し、障害福祉サービスの利用をしていない方で、介護者の不在等の理由で地域での生活ができなくなるおそれがある方、緊急時の生活に不安をお持ちの方

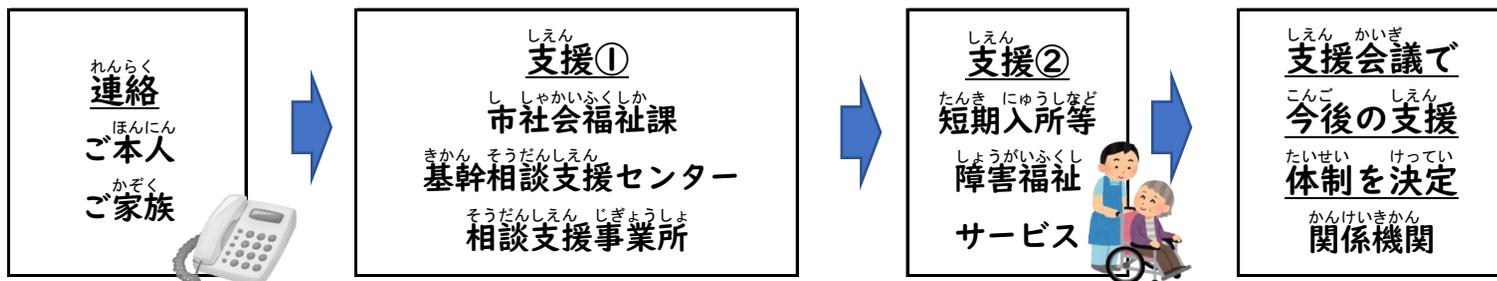
- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 自立支援医療（精神通院医療）をご利用されている方
- ③ 指定難病などの療養をされている方
- ④ 療育が必要な児童・生徒

【利用の流れ】 ①→②の順になります。

① 利用者登録



② 緊急時利用



※ 65歳以上の方は、介護保険での対応が優先となります。ただし、介護保険が非該当となった場合は、障害福祉サービス等で対応します。

問い合わせ先

旭市社会福祉課障害福祉班

TEL 0479-62-5351

FAX 0479-62-2170

旭市基幹相談支援センター

TEL 0479-60-2578

(休日・夜間を含む)

海匠ネットワーク

FAX 0479-60-2579